

議案第 20 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人いちかわ市民文化ネットワークの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得割の納税義務者がこの条例の施行の日前に支出した改正前の別表特定非営利活動法人いちかわ市民文化ネットワークの項に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）に対する改正前の第 34 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

理 由

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人からの申出により当該法人を当該対象から外す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。